

香川県条例第19号

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定の要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>第1～第6 略</p> <p>第7 教育及び保育の内容</p> <p>(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の<u>内閣総理大臣</u>が定める指針をいう。）に基づくものであること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第8～第10 略</p>	<p>(認定の要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>第1～第6 略</p> <p>第7 教育及び保育の内容</p> <p>(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の<u>厚生労働大臣</u>が定める指針をいう。）に基づくものであること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>第8～第10 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。